

塗装システムの認定試験事業所に関する事項

改正規則

事業所承認規則（日本籍船舶用）

改正事項

塗装システムの認定試験事業所に関する事項

改正理由

IACS は、板厚計測事業所、水中検査事業所等のサービスの提供事業所に対して、当該事業所が必要な能力を有していることを確認するため、事業所承認に関する要件を統一規則 Z17 として定めている。

IACS は、IMO 塗装性能基準（IMO 決議 MSC.215(82)）による塗装システムの認定試験事業所に関する承認の要件を統一規則 Z17 に新たに加え、2007 年 11 月に 統一規則 Z17(Rev.7)として採択した。

今般、IACS 統一規則 Z17(Rev.7)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

塗装システムの認定試験事業所に対する承認の要件を定めた。